

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況（教育委員会）

監査テーマ: 防災に関する事務事業の執行について

令和元年10月末現在

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	指摘事項名	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見						
	54	170	学校教育課	修学旅行費のうち記念写真代について	市は支給要領に従って適切な運用がなされているか確認する必要がある。また、各学校において、記念写真の仕様・価格が児童生徒及び保護者の満足するものとなっているか、意見を聞くことが重要である。高額な学校については、行政の負担及び保護者の負担が他校に比較して過大とならないよう努める必要がある。	令和元年度から、小・中学校長会において、高額な記念写真代により、行政及び保護者の負担が過大とならないように留意することを確認した。 また、今後も、修学旅行費の内訳がわかる書類の提出を求め、支給要領に従って適切な運用がなされているか確認する。	措置済
9		173	学校教育課	検査用食材の納品日について	3月分放射線物質検査にかかる検査品目の納品書に記載されている納品日が誤っている。納品書には納品当日の日付を記載するよう納入業者に周知するとともに、複数の担当者による確認を行う等により、正確に実施する必要がある。	平成30年10月から、納入業者へ、納品書には納品当日の日付を記載するよう依頼するとともに、主担当及び副担当の複数でのチェック体制により、納品書の確認を徹底している。	措置済
10		177	教育指導課	現金出納簿の作成・記録について	講師謝礼について、教育指導課が前渡資金を請求・保管し、学校の担当者が教育指導課へ受け取りに来るが、收受の記録がない。現金出納簿を作成し、收受の記録を残しておく必要がある。	平成31年2月から、口座振替による支払に変更した。	措置済
11		178	教育指導課	講師謝礼の受領印について	講師謝礼は、学校が講師に支払い、受領印をもらっている。平成29年度はA氏が5回、B氏が1回講師を担当しているが、B氏が講師を担当した日においても、A氏の受領印が押されていた。防災士会は法人印を作成しておらず、A氏の個人印を法人印として使用している。これは、A氏の個人印をB氏が持ち出して使用している結果となり、管理上望ましくない。市としても専用の法人印の作成・使用を促すことが望ましい。	平成31年2月から、口座振替による支払に変更し、資金前渡金の受領印を不要とした。	措置済
	55	178	教育指導課	講師謝礼の口座払いの検討について	講師謝礼を資金前渡で支払っているが、口座払いにすることで、現金の紛失・盗難リスクをなくすとともに、資金前渡及び現金出納簿の作成・記録の事務負担軽減にもつながるため、口座払いを検討する必要がある。	平成31年2月から、口座振替による支払に変更した。	措置済